

平成29年3月24日
国土交通省
海上保安庁

「海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律 施行令の一部を改正する政令案」を閣議決定

海上保安官に協力援助した者等に対して給付する災害給付のうち、給付基礎額、扶養親族（配偶者等）に係る給付基礎額の加算額及び介護給付の金額の改定を行うため、標記の政令案が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律に基づき、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（以下「施行令」という。）において、海上保安官の職務遂行に協力援助した者に対して給付すべき災害給付の金額等が定められている。

金額等については、一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）の俸給月額等や国家公務員災害補償法（以下「補償法」という。）の補償制度を踏まえて定められているところ。

2. 改正の概要

- (1) 給付基礎額及び扶養親族（配偶者等）に係る給付基礎額の加算額について
（施行令第3条第1項及び第2項並びに附則第3項関係）

給与法に定める国家公務員の俸給月額及び扶養手当が改定されることから、施行令における給付基礎額及びその加算額を改定することとする。

- ① 給付基礎額（俸給月額の日額）： 8,700円（現行）→ 8,800円
- ② 扶養親族に係る給付基礎額の加算額（扶養手当の日額）（平成30年度以降）
 - ア 配偶者： 433円（現行）→ 217円
 - イ 子： 217円（現行）→ 333円
 - ウ 配偶者がいない場合の特例： 367円（現行）→ 廃止
- ③ 扶養親族に係る給付基礎額の加算額（平成29年4月1日～平成30年3月30日）

扶養手当については、受給者への影響を少なくする観点から、段階的に改定することとされているため、加算額の特例を附則において措置することとする。

 - ア 配偶者： 333円
 - イ 子： 267円
 - ウ 配偶者等がない場合の特例：子については333円、子以外については300円

(2) 介護給付について（第4条の2第2項関係）

平成29年4月1日から補償法に基づいて定められている介護補償の月額が引上げられる予定であることから、施行令における介護給付の金額を改定することとする。

① 常時介護を要する場合

ア 実費補填の限度額	:	104,950円（現行）	→	105,130円
イ 親族介護の場合の定額	:	57,030円（現行）	→	57,110円

② 随時介護を要する場合

ア 実費補填の限度額	:	52,480円（現行）	→	52,570円
イ 親族介護の場合の定額	:	28,520円（現行）	→	28,560円

3. スケジュール

閣	議	: 平成29年3月24日（金）
公	布	: 平成29年3月29日（水）
施	行	: 平成29年4月1日（土）